

(平成26年4月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和45年3月にA社に入社し、同年12月に同社C事業部に異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る「社員プロフィール」及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社から同社C事業部（オンライン記録上は、D社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年10月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和45年3月にA社に入社し、同年12月に同社C事業部に異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る「社員プロフィール」及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社から同社C事業部（オンライン記録上は、D社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年10月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和45年3月にA社に入社し、同年12月に同社C事業部に異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る「社員プロフィール」及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社から同社C事業部（オンライン記録上は、D社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿における昭和45年10月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（宮崎）厚生年金 事案 5113

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を8万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月10日

私は、申立期間当時、育児休業を取得中だったが、申立期間に係る賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の申立期間に係る賃金台帳累積照会、申立人が提出した「【冬賞与】2010年12月分賃金明細」の写し及び当該期間に係る申立人名義の預金通帳の写しにより、申立人は、平成22年12月10日に同社から賞与の支給を受けていることが認められる。

また、申立期間については、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中における厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できるところ、この申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳累積照会等から8万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人名義の金融機関の異動明細表、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人名義の金融機関の異動明細表、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、11万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る通帳の写し、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、18万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人名義の金融機関の異動明細表、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、34万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人名義の金融機関の異動明細表、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る申立人名義の金融機関の異動明細表の写し、A社が加入するB健康保険組合が提出した健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写し及び同僚の賞与明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書の写しから、13万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
② 昭和 51 年 11 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間②については、B社に勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社での業務内容及び事業主の姓並びに同社の取引先であった事業所の名称を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所に係る「事業所記号簿」により、A社は、昭和 42 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

2 申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、勤務期間は定かでないが、申立人が同事業所に勤務していた旨供述

していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の親族も同社に係る資料を保管していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 5121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 24 日から 50 年 8 月 21 日まで

私は、A社に昭和 49 年 7 月 24 日に入社し、同社の社宅に入居して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 50 年 8 月 21 日とされているので、同資格の取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 49 年 7 月 24 日に入社し、同社の社宅に入居した旨申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人が同年 7 月頃に同社に入社し、社宅に入居した旨供述している。

また、申立人のA社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は、昭和 49 年 11 月 25 日であることが確認できることから、申立人が、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 50 年 8 月 21 日）以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 前述の被保険者原票において、申立人の整理番号の前後各 5 人の同僚に係る厚生年金保険被保険者資格及び雇用保険被保険者資格の取得日を確認したところ、それぞれの被保険者資格の取得日が一致していない者が複数確認できること、ii) 申立期間の一部期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の同僚は、A社は従業員が入社してもすぐに厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨供述していることから、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険

の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 50 年 8 月 21 日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月頃から 3 年 4 月 1 日まで

私は、平成元年 10 月頃に A 事業所（後の、B 社）に入社し、3 年 4 月 1 日に次の会社へ転職するまで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及びオンライン記録により申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、i) 前述の事業主及び複数の同僚は、A 事業所はパート勤務の従業員や厚生年金保険の加入を希望しない従業員等を同保険に加入させていなかった旨供述しているところ、申立期間当時、給与事務を担当していた者は、申立人はパート勤務であった旨供述していること、ii) 申立人が名前を挙げた複数の同僚は、申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから判断すると、A 事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、オンライン記録によると、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、前述の事業主は賃金台帳等の資料を保管していないと供述しており、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立人の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番

が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 24 日から 39 年 12 月 22 日まで
② 昭和 40 年 5 月 18 日から 41 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 4 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私が勤務していたA社B事業所、C事業所及びD社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給された記録になっているが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号において、申立人の姓が昭和 46 年 8 月 21 日に旧姓から婚姻後の姓に変更されたことが確認できること、及び申立期間②に係る同記号番号が同年 10 月 12 日に申立期間①及び③に係る同記号番号に重複整理されたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により確認できるところ、これらの処理は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金が同年 9 月 28 日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求手続に併せて行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5124（福岡厚生年金事案 3158 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月10日から52年2月10日まで
A事業所を含む3事業所に勤務していた期間について、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。
今回、A事業所に申立期間当時勤務していた同僚の姓名及び連絡先が分かったので、再調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回のA事業所を含む3事業所に係る申立期間については、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成22年12月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立事業所のうち、A事業所に係る申立てについては、年金記録の訂正が必要とまでは言えない理由として、i) 同事業所は、申立期間途中の昭和51年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間のうち、同日から52年2月10日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 事業主は、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、iv) 当時の事業主の連絡先は不明である上、申立人が姓名を挙げた同僚からも供述が得られないため、申立人の申立期間における勤務の実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを挙げている。

今回、申立人は、申立期間当時、A事業所に勤務していた同僚の姓名及び連絡先が分かったとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が姓名を挙げた同僚3人のうち、2人は既に死亡しており、1人はA事業所に勤務したことは無く、申立人を知らない旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除に関する供述を得ることはできない。

このほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 12 月 10 日

私は、申立期間当時、育児休業を取得中だったが、申立期間に係る賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立期間に係る賃金台帳累積照会及び申立人が提出した「【冬賞与】2010年12月分賃金明細」の写しによると、平成22年12月10日に申立人に対して賞与が支給されているとともに、同社が提出した申立人に係る「育児休業申出書」によると、申立人は同社において同年4月27日から23年2月28日まで育児休業を取得していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第81条の2の規定において、事業主の申出により、厚生年金保険被保険者の育児休業中の厚生年金保険料を免除する旨定められているところ、A社は、申立人に係る「健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書」を年金事務所に提出していない旨回答している上、オンライン記録にも申立人の申立期間に係る育児休業取得の記録は無いことから、当該期間は、同規定に基づく育児休業期間に係る保険料が免除される期間とは認められない。

また、前述の賃金明細の写し等により賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、ほかに、事業主が申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 20 日から 46 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 44 年 1 月末まで勤務していたA社を結婚を契機に退職し、その後、同年 5 月 20 日からB社に勤務したが、46 年 12 月末に体調不良を理由に退職した。

A社を退職する際には、同社から脱退手当金についての説明を受けたため、手続を依頼したような気がするが、その後脱退手当金を受給した記憶は無い。

また、B社を退職する際は、急に退職したため、退職届を書いた記憶も無く、退職に関して同社から説明を受けた記憶も無く、いずれ再就職するつもりだったので、脱退手当金の手続は行っていない。

平成 20 年に、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のB社に係る事業所別被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から3か月後の昭和 47 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 5127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 8 日から 38 年 12 月 7 日まで

私は、昭和 35 年秋頃から A 社（現在は、B 社）に勤務し、38 年 12 月に C 社に入社するまで、継続して A 社に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格が 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 8 日までの期間のみであることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した、A 社が主催した社員旅行の際に撮影されたとする写真の中において、申立人が姓名及び姓のみを挙げている同僚のうち、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の複数の同僚からは、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、B 社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は保管していないと回答していることから、当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に入社した同僚として姓名を挙げている者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、A 社に係る当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和 36 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人が姓のみを挙げ、かつ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及び申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、同社においては試用期間があったと供述している。

- 2 申立期間②については、申立人が提出したA社が主催した社員旅行の際に撮影されたとする写真の中において、申立人が姓のみを挙げた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前述の同僚からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない上、B社は、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は保管していないと回答していることから、当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和37年6月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

- 3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社（現在は、B社）に勤務し、C県D町においてE施設のF事業に従事した。

また、申立期間②及び③については、G事業所に勤務していたところ、同事業所がH県に所在していたような記憶もあるが、その所在地の記憶は明確ではないものの、申立期間②についてはI県J町に在ったK社及び申立期間③についてはL県M市に在ったN社の事業部でO職としてP業務に従事した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する従業員名簿により、C県D町に所在するE施設に係るF事業に従事していることが確認できる社員は、A社Q支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、そのうち連絡先が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

また、B社は、「当社が保管している従業員名簿には申立人の姓名は見当たらないことから、申立人が当社において採用されたことが確認できない。また、本社及びQ支店が保管している厚生年金保険被保険者整理名簿及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを確認した結果、申立人の姓名は見当たらないことから、当社において厚生年金保険には加

入していないと思われる。」と回答している。

さらに、C県R部局に照会したところ、申立期間①に係るC県D町に所在するE施設のF事業をA社が請け負っていた期間は、昭和33年2月10日から同年3月30日までであると回答している。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、G事業所に勤務し、K社及びN社の事業部でO職としてP業務に従事したと申し立てている。

しかしながら、日本年金機構Sブロック本部T事務センターに対し照会を行ったものの、申立期間②及び③当時、H県においてG事業所という名称の適用事業所は確認できないと回答している。

また、オンライン記録により、申立期間②及び③当時、G事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所がI県内において2事業所確認できることから、当該2事業所に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったものの、いずれの者からも当該事業所は申立人が主張しているP業務を行っていなかったと供述していることから、当該2事業所は申立事業所ではないと考えられる。

さらに、申立期間②については、K社に係る被保険者名簿により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる55人に照会したところ、回答があった26人全員が、「申立人及びG事業所に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことを推認することはできない。

加えて、K社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主と連絡が取れないことから、申立人の申立期間②における同社での勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、K社に係る被保険者名簿では、申立期間②において申立人の姓名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間③については、N社は、当時において、同社と「G事業所」という名称の事業所との事業上の関係は確認できず、同社の業務を請け負っていた事業所に所属するO職について、同社において社会保険に加入させていたことは無く、申立人が同社に採用されたことも確認できない旨回答していることから、当該期間における申立人の勤務の実態を推認することができない。

加えて、申立人が供述しているL県M市に在ったと供述しているN社の事業部について、同社は、同社U事業所であると回答しているところ、同事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間③において、申立人の姓名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。